

土 清 農 水 発 第 6 3 号
令 和 6 年 4 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土佐清水市長 程岡 康

市町村名 (市町村コード)	土佐清水市 (392090)
地域名 (地域内農業集落名)	旧清水町 (大岐・以布利)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

- ・農家戸数:21戸、中心経営体:10経営体、耕地面積:約67ha
主要作付品目:水稻、ナバナ、ラッキョウ、ブロッコリー、サトウキビ、トマト、キュウリ

【地域の課題】

- ・高齢化が進み、後継者がいない
- ・有害鳥獣による農作物への被害が大きい
- ・農業用施設の老朽化
- ・他の地域と比べて地代が高い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田は、担い手を中心に現状の管理体制を維持していくとともに、集約化を進めていく。野菜については、ナバナ、ラッキョウの栽培や、サトウキビ等の少量多品目型の栽培を継続して行う。また、条件不利畠地については、保全管理を主体に行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・地区の農地に関しては、地域内の農業を担う者に集約を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水路関係の整備を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内外からの農業者・新規就農者(移住者含む)の受け入れを行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

ローンでの共同防除を検討し、現状の一部・全部委託契約についても引き続き継続して行っていく

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

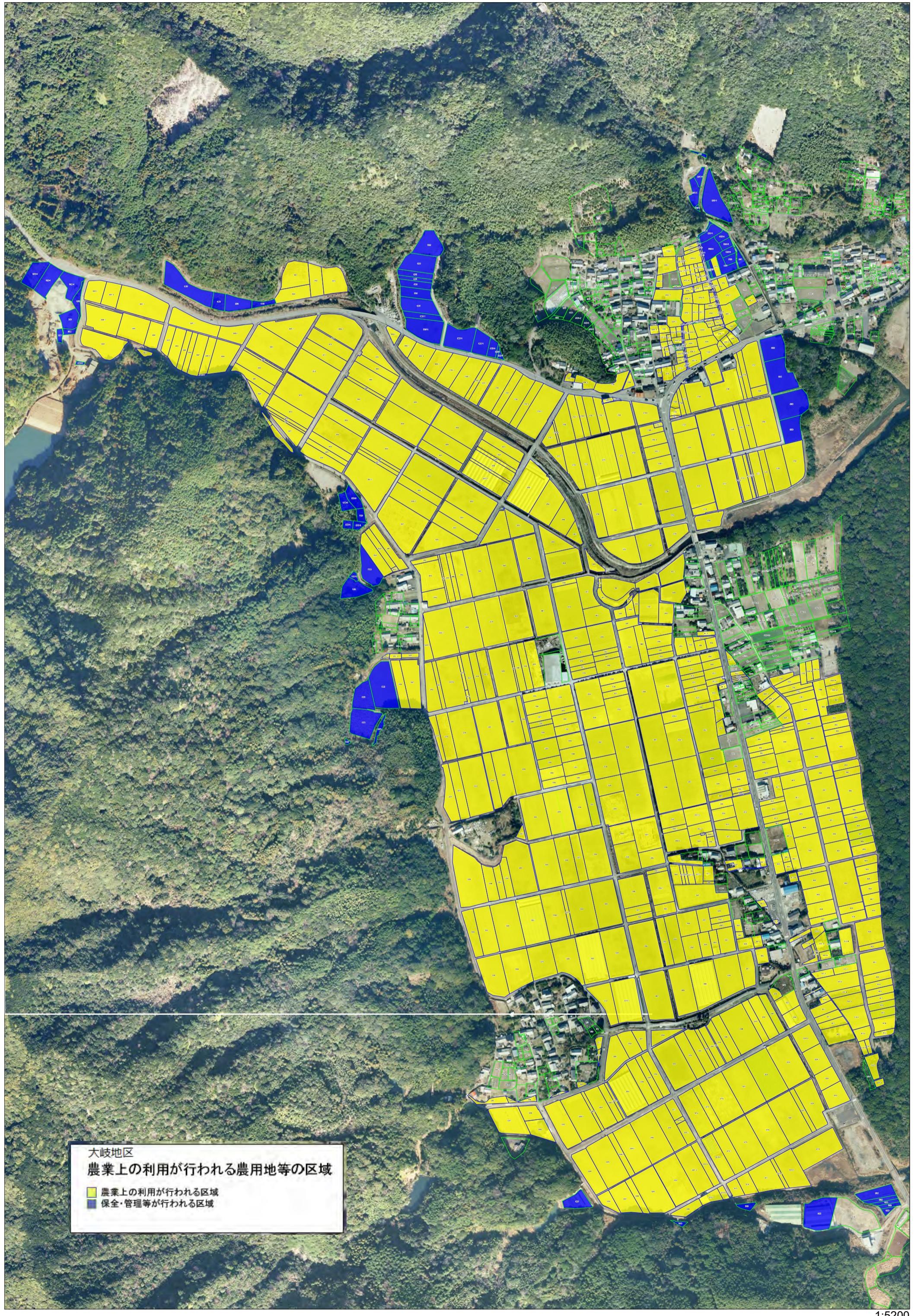
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策:補助金・交付金等を活用し、金網・電柵等の設置を行う。

③スマート農業:ローンによる共同防除を検討する。

⑦保全・管理等:補助金・交付金等を活用し、地域の農道・水路の保守を行う。



1:5200